

北海道高等学校養護教諭研究会規約

第1章 総則

第1条（名称）この会は、北海道高等学校養護教諭研究会と称する。（以下、「本会」という。）

第2条（事務局）本会の事務局は会長勤務校、事務局長勤務校等におく。所在地は会長勤務校とする。

第3条（目的）本会は高等学校に勤務する養護教諭としての特性、専門的知識並びに技能の向上を図り、もって学校保健の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 研究協議会の開催
- 2 調査・研究
- 3 広報活動
- 4 その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 組織及び役員

第5条（会員）本会の会員は北海道の高等学校に勤務する養護教諭及びその他、本会の目的に賛同しかつ会長が認めた者をもって構成する。

第6条（組織）本会の組織は次のとおりとする。

- 1 次の1支部及び8地区を持って組織する。
 - (1) 支部 石狩
 - (2) 地区 道南 後志 空知 道北 オホーツク
釧根 十勝 日胆
- 2 会長の認めるところにより、地区活動を進めるためのブロックをおくことができる。

第7条（役員）本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 事務局長 1名
- 4 事務局員 若干名
- 5 地区幹事 各1名
- 6 会計監査 2名

第8条（役員を選任）役員を選出は、次の規定による。

- 1 会長は校長とし前会長が指名する。
- 2 副会長・事務局長・事務局員は、会員より選出し、会長が委嘱する。
- 3 地区幹事は各支部および地区より1名選出し会長が委嘱する。
- 4 会計監査は幹事会が推薦し、総会の承認を得る。

第9条（役員の仕事）役員の仕事は、次のように定める。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は会務を掌握する。
- 4 事務局員は会務の処理をする。
- 5 地区幹事は地区幹事会を構成し、会務を評議し処理する。
- 6 会計監査は本会の会計を監査する。

第10条（役員の仕事）役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。

第11条（顧問）本会には顧問をおくことができる。顧問は地区幹事会の承認を得て会長が委嘱する。

第3章 議決機関

第12条（議決機関） 議決機関は次のように定める。

- 1 本会には次の議決機関を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 地区幹事会
- 2 本会の会議は、会議構成員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、当該議事について委任状の提出をもって、これを出席者に加える。
- 3 本会の会議の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

第13条（総会） 総会は年1回開催し会長が招集する。

- 1 会長が必要と認めるとき臨時に総会を開催することができ、これを会長が招集する。
- 2 総会を開くのが困難な場合は、地区幹事会をもってこれに代えることができる。この場合、議決事項を速やかに会員に周知するとともに、次期総会においてその経過を報告するものとする。
- 3 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

第14条（総会の議決事項） 総会は、次の事項を議決する。

- 1 事業計画及び収支予算に関すること
- 2 事業報告及び収支決算に関すること
- 3 会則の改正に関すること
- 4 役員を選任に関すること
- 5 その他本会の運営に関する重要事項に関すること

第15条（地区幹事会） 地区幹事会は、総会に次ぐ議決機関として会長が招集する。地区幹事会の議長は、出席地区幹事の中から選出する。

第16条（事務局会議） 事務局会議は、会長が招集する。事務局会議の議長は、副会長とする。

第4章 会計

第17条（経費） 本会の経費は、会員の納める会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第18条（会費） 会費は年額3,000円とし、毎年度当初に全納する。

第19条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第5章 補則

第20条（細則） 会則を施行するため、細則を設けることができる。

第21条（細則等の制定） 細則等は地区幹事会で定め総会に報告する。

附 則

本会の設立年月日は昭和61年1月10日とする。

- 1 この規約は昭和61年1月10日から施行する。
- 2 平成6年7月28日一部改正（平成6年4月1日に遡り施行する。）
- 3 平成19年7月31日一部改正（平成19年4月1日に遡り施行する。）
- 4 平成20年7月29日一部改正（平成20年4月1日に遡り施行する。）
- 5 平成22年7月27日一部改正（平成22年4月1日に遡り施行する。）
- 6 平成23年7月26日一部改正（平成23年4月1日に遡り施行する。）
- 7 平成28年7月26日一部改正（平成28年4月1日に遡り施行する。）
- 8 平成30年7月27日一部改正（平成30年4月1日に遡り施行する。）
- 9 令和元年7月30日一部改正（令和6年4月1日より施行する。）